

埼玉県(川口市除く) 住宅宿泊事業法  
届出住宅(廃止分除く) 市町村別内訳

令和6年3月15日 時点

さいたま市	大宮区	西区	緑区	北区	中央区	岩槻区
62	9	6	6	4	5	7
南区	浦和区	見沼区	桜区			
5	5	9	6			
川越市	越谷市					
26	7					
熊谷市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市
3	1	14	29	13	3	1
東松山市	春日部市	狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市
4	1	2	2	9	2	2
草加市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市
5	3	6	3	27	2	3
新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市
8	2	5	1		3	3
蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市
1		1		3		3
白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町
	1	1	3		1	
小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町
7	2	1	1	5	6	1
長瀨町	小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町
3	2	1	1			4
宮代町	杉戸町	松伏町				合計
						300